

計画策定の要点解説

文化庁

文化観光推進法に基づく計画申請について

拠点計画 応募様式のご案内 —申請書の書き方—

- 記載例は、抑えるべきポイントのみを抜粋しています
- 申請時、記述形式やグラフィックの有無は問いません
- 別途、申請書に記載の留意事項もご確認のうえ作成ください
- 「認定した拠点計画及び地域計画の計画書」も参考資料としてご参照ください

補足：計画様式の大まかな構造

○申請体制

- ・申請者、共同申請者、拠点施設

○基本的な方針

- ・文化資源、観光動向の現状

⇒課題&対応する取組の方向性

⇒目指す地域連携、好循環

○成果・効果を測るKPI

○拠点施設ごとの取組（現状と計画）

○個別事業

【拠点】 1. 【地域】 1.2.

【拠点】 3. 【地域】 4.

【拠点】 4. 【地域】 5.

【拠点】 6. 【地域】 7.

【拠点】 7. 【地域】 8.

申請体制と基本的な方針の整理から。方針に基づいて個別事業を設定

1. 実施体制

POINT

拠点施設の設置者を記載。

文化資源保存活用施設	名称	○○博物館	所在地	○○件○市○町1-1
申請者 文化資源保存活用施設の設置者	名称	○○市	所在地	POINT
	代表者	○○		
地方公共団体内部の役割	【主担当部署】 ●●課（文化振興）、●●課（観光振興） 【連携する部署】 ●●課（産業振興）			文化資源保存活用施設の設置者が 地方公共団体である場合に、組織内部の部署と役割を記載。
共同申請者① 文化観光推進事業者	名称	一般社団法人 ○○(DMO)	所在地	POINT
	代表者	○○		DMO（なければ観光協会／自治体の観光部局／DMC）など 地域の観光地域づくりを行っている事業者と共同で申請してください。 複数可。
	役割	施行規則第1条第2項第●号の文化観光推進事業者		
共同申請者② 文化観光推進事業者	名称	通訳ガイド協会 ○○	所在地	○○件○市○町1-3
	代表者	○○		
	役割	施行規則第1条第2項第●号の文化観光推進事業者		
	株式会社○○	所在地	○○件○市○町1-4	
	○○			
	役割	施行規則第1条第2項第●号の文化観光推進事業者		

POINT

拠点施設と連携する、
交通／飲食／物販／宿泊／ガイド団体などの文
化観光推進事業者を
1社以上、共同申請者に加えてください。



補足：拠点計画と地域計画

	拠点計画	地域計画
計画の内容	文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画	地域における総合的かつ一体的な推進に関する計画
文化観光拠点施設	1か所	1か所以上設定できる
申請体制	施設の設置者が、文化観光推進事業者と共同して申請する	市町村又は都道府県が、協議会を組織して申請する ※協議会の構成メンバー（自治体、拠点施設の設置者、文化観光推進事業者、ほか必要な者）
補助上限	1計画当たり7500万円／年	拠点施設の数に関わらず、 1計画当たり7500万円／年
補足メモ	文化観光に資する前提で、拠点施設のインフラ整備も対象となりうる	文化観光に資する前提で、拠点施設及び計画区域内でのインフラ整備も対象となりうる ※地域で一体的に取り組むために、テーマやコンセプトの検討が重要

補足：拠点施設と連携する文化観光推進事業者

○ 2種類の文化観光推進事業者

- 施行規則1条2項1号の事業者：

地域における文化観光の推進に関する関係者間の連携体制の整備、情報の収集、整理及び分析、事業の方針の策定並びに事業の実施状況の評価を行う

事業者：自治体観光部局、観光地域づくり法人（DMO）、観光地域づくり会社（DMC）、観光協会 等

- 施行規則1条2項2号の事業者：

地域における文化観光の推進に関する事業の企画及び実施

事業者：前号に掲げる者以外の者

○ 申請

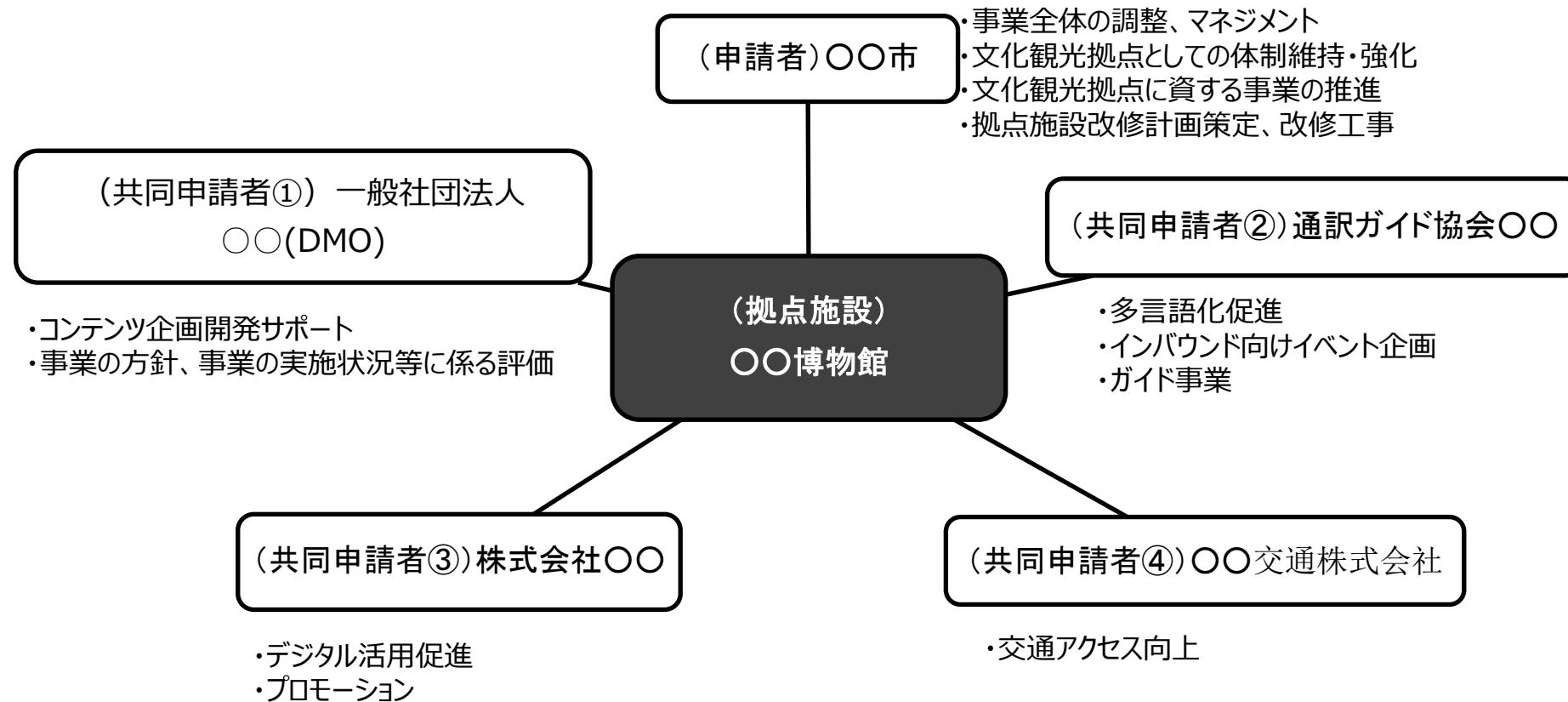
拠点計画の場合：1号、2号、それぞれ1者以上が必要 →共同申請者として加わる

地域計画の場合：1号、2号、それぞれ1者以上が必要 →協議会の構成員に1者以上（必須）、
更に共同申請者に加えてもよい

2. 事務の実施体制

申請者・共同申請者の本計画における役割を記載。記述形式やグラフィックの有無は問いません。

文化資源保存活用施設の設置者である〇〇市が計画の全体調整や事業の進捗管理等を行い、実施にあたっては下記の文化観光推進事業者と連携して進めていく。



POINT

地域に存在する文化資源について、網羅的な記載は不要です。
文化観光の観点から、**来訪者の関心を惹きつける主要な文化資源を選定のうえ、その概要を記載ください。**
あわせて、**拠点施設から周遊可能なエリアに所在する文化資源についても、概要を記載ください。**

3. 基本的な方針

3-1. 現状分析

3-1-1. 主要な文化資源

本拠点施設では、地域の歴史・文化を象徴する文化資源を展示・紹介しており、来訪者の関心を惹きつける構成となっています。展示資料は、実物展示とデジタル解説を組み合わせ、理解促進を図っています。主要な文化資源の分類と具体例は以下の通りです。

彫刻：○点
「○○像」

工芸品：○点
「○○焼の茶器」

考古資料：○点
「弥生土器○○壺」

歴史資料：15点
「○○資料」



・周遊可能な施設（○○美術館）

当博物館から1km圏内に○○美術館が所在し、国際的評価の高い作家のコレクションを所蔵しています。

【国指定等文化財】

文化財分類	名称
重要文化財（美術工芸品）	POINT
重要有形民俗文化財	
登録有形文化財（建造物）	
重要美術品	
○○○	

POINT
国指定等の文化財があれば示しつつ、
本計画で焦点を当てるのであれば触れてください。

POINT

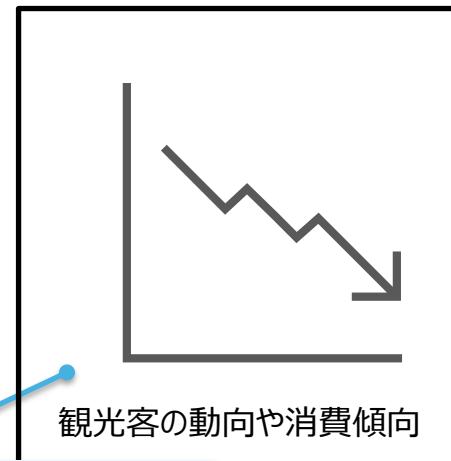
拠点施設への来館者数の推移・地域の観光入込数の推移など、
観光動態や傾向を説明できるデータを示しながら、地域の観光課題や契機を分析してください。
分析の結果、本計画で注力するターゲット層（国内、インバウンド）も明確にしてください。
※地域の観光動向については、自治体やDMOとも資料共有を図ってください。

3-1-2. 来訪客の動向

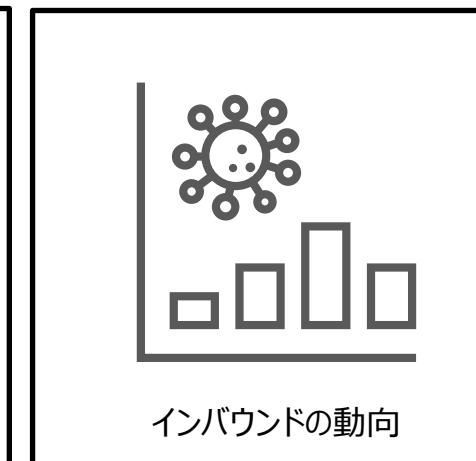
拠点施設である○○博物館では、令和6年度の来館者数は約○万人であり、前年対比で約15%の増加を記録しました。特に週末や連休期間中の来館者が増加傾向にあり、地域イベントとの連携による集客効果が確認されています。また、展示内容の刷新や多言語対応の強化により、外国人観光客の割合も約○人（前年比で約8%）増加しており、インバウンド対応の成果が現れ始めています。

本計画では、国内では文化体験を重視するシニア層や首都圏・関西圏からの宿泊型観光客、インバウンドでは韓国・台湾など近隣アジア圏の個人旅行者を重点ターゲットとし、多言語対応や体験型展示を強化することで、滞在時間と消費拡大を図ります。

RESASの観光入込客数データによると、当該地域の令和5年度の観光入込数は約○万人であり、コロナ禍以前の水準に回復できていません。特に首都圏からの日帰り観光客が多く、宿泊率の低さが課題として浮き彫りになっています。一方で、地域の文化資源を活用した体験型コンテンツやナイトミュージアムなどの新規事業が好評を得ており、滞在時間の延長と消費拡大の契機となっています。



観光客の動向や消費傾向



インバウンドの動向

POINT

観光客の動向や消費傾向、インバウンドの動向については、図や表を活用したり
公表資料なども参考にしてください。【例】RESAS 地域経済分析システム

POINT

比較対象とする地域や施設を設定してください。

文化観光に取り組むテーマが類似している／同規模の自治体や館／立地条件が類似している等、ベンチマークとなる、近隣の競合施設などを、1ヶ所以上記載。

また、**比較を通じて、自地域や自館の強み（伸ばすべき事項）、弱み（対応すべき課題）を整理**してください。

3-1-3. 他の文化資源保存活用施設との比較

【比較対象施設（○○博物館）】

- ・撮影可能エリアの拡充やSNS発信の強化により、来館者層の変化とリピーター増加を実現。
- ・館員の意識改革が成果として現れている。

【比較対象施設（○○美術館）】

- ・インバウンド対応が進んでおり、○○をターゲットにした施策が展開されている。



【本拠点施設の強み】

地域文化との連携性：周辺の文化資源（神社、庭園など）との回遊性が高く、文化観光の導線設計に優れている。

展示の体験性：来訪者が文化を「見る・触れる・感じる」ことができる展示構成が整っている。

地域住民との協働体制：保存活用において、地域住民や行政との協働が進んでおり、文化資源の継承意識が高い。

【本拠点施設の弱み】

インバウンド対応の遅れ：多言語案内やキヤッショレス対応など、外国人観光客への配慮が不十分。

情報発信力の弱さ：SNSやWebサイトを活用した魅力発信が限定的で、認知度向上に課題あり。

収益構造の脆弱性：文化資源の保存・活用に必要な資金の安定確保が難しく、再投資の仕組みが未整備。

POINT

文化観光に取り組むうえで、拠点施設の現状の課題や地域の観光課題を5つ程度にまとめてください。
また、**設備投資や地域内連携について、現状の課題を記載**してください。
※『文化観光推進ガイドブック』も参考にしてください。

3-2. 課題

本施設が注力すべきターゲット層は以下の通り。

国内観光客（首都圏・関西圏）：日帰り層から宿泊・体験型への転換を図る。

インバウンド観光客（アジア圏・欧米圏）：文化体験やストーリーテリングに関心を持つ層。



課題①：展示・体験の魅力不足

来訪者が文化を「見る・触れる・感じる」体験が限定的であり、展示の体験性向上が求められる。

課題②：インバウンド対応の遅れ

多言語案内、キャッシュレス決済、外国語ガイドの整備が不十分であり、海外来訪者の満足度向上に課題がある。

課題③：利便性・地域連携の不十分さ

周辺文化資源との連携や回遊促進の導線設計が不十分で、地域全体の文化観光としての一体感が欠けている。

課題④：情報発信力の弱さ

SNSやWebサイトを活用した魅力発信が限定的で、施設の認知度向上に向けた戦略が不足している。

課題⑤：収益構造の脆弱性

保存活用に必要な資金の安定確保が難しく、観光による収益を文化資源へ再投資する仕組みが未整備。

POINT

文化観光のコンセプトやターゲットなど、冒頭で取組みの方向性について簡潔にまとめて記載。
「3-2.課題」で設定した課題に対応する強化事項を5つ程度にまとめてください。

課題と強化事項が1対1の関係である必要はなく、1つの課題を複数の事項で解決することも可。
展示解説の改善や設備の強化に係る事項など、優先度の高いものから並べてください。

3-3. 文化観光拠点施設としての機能強化に向けて取組を強化すべき事項及び基本的な方向性

地域の文化を「体験・理解・共感」できる場として、国内外の来訪者にとっての文化的玄関口となることを目指します。

目指すべき文化像：「地域の暮らしに根差した文化を、来訪者とともに育む」

将来像：「地域の文化を起点に、観光・経済・国際理解をつなぐ好循環の拠点」

この将来像の実現に向けて、文化観光拠点施設としての機能強化を図り、持続可能な文化振興と地域活性化を推進します。

取組強化事項①：インバウンド対応の強化

- ・多言語対応の案内表示、音声ガイド、キャッシュレス決済の導入。
- ・外国人向け体験プログラムの開発とガイド人材の育成。

取組強化事項②：情報発信力の向上

- ・SNSやWebサイトを活用した魅力的なコンテンツ発信。
- ・展示・イベント情報のタイムリーな更新と動画・写真による訴求。

取組強化事項③：展示・体験の魅力強化

- ・「見る・触れる・感じる」体験型展示の導入。
- ・地域文化をテーマとしたワークショップや参加型イベントの開催。



POINT

拠点施設に新たな観光客が訪れることで、
地域の観光にどのような波及が生まれるのか（生みたいのか）記載。

3-4. 地域における文化観光の推進への貢献

本施設に新たな観光客が訪れることで、以下のような地域への貢献が期待されます。

・地域経済への波及効果

来訪者の増加に伴い、周辺の飲食店、宿泊施設、物販店などへの消費活動が活性化。地域経済に直接的な波及が生まれます。特にインバウンド観光客の誘致により、外国人向けサービスの整備が進み、地域の国際対応力が向上します。

・地域文化資源の再評価と活用

拠点施設を起点とした周遊促進により、地域に点在する文化資源（神社仏閣、旧邸宅、伝統工芸など）が再評価され、保存・活用の機運が高まります。

地域住民が文化資源の価値を再認識することで、次世代への継承意識が醸成されます。

・地域住民との協働による文化創造

地域住民が案内人や体験プログラムの担い手として参画することで、地域主体の文化創造活動が活発化します。

地域の学校や団体との連携により、文化教育の場としても機能し、地域内外の交流が促進されます。

・地域の文化観光推進体制の強化

拠点施設を中心に、自治体、DMO、観光協会、商工団体等が連携し、地域全体で文化観光を推進する体制が構築されます。

文化庁の支援制度を活用し、地域計画の策定と実施が進むことで、持続可能な文化観光モデルが形成されます。

POINT

出された経済的波及効果を、どのように文化振興へと再投資していくのかについて記載。
あわせて、その循環を誰がどのように維持してゆくのか、文化観光による地域の未来像などビジョンについても記載ください。

3-5. 文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環の創出

本拠点計画では、地域に根差した文化資源の保存・活用を起点として、観光の振興、経済の牽引、国際相互理解の増進、そして地域の活性化を実現する好循環の創出を目指します。

【好循環の構造】

・文化の振興を起点とした観光の振興

地域の歴史・芸術・民俗文化を体験できるコンテンツを拠点施設で提供し、来訪者の関心を惹きつける。
多言語対応や体験型展示、ガイドツアーなどを通じて、国内外からの観光客を誘致。

・観光による経済効果の創出

来訪者の購買・宿泊・飲食などの消費活動が地域経済に波及。
特にインバウンド観光客の増加により、地域の国際対応力が向上。



【好循環の維持体制とビジョン】

この好循環を持続的に維持するために、以下の体制を構築します。

・運営体制の整備

○○、○○、○○、DMOなどが連携し、文化観光推進協議会を設置。

・再投資の仕組み

収益の一部を基金化し、文化資源の保存・活用に充てることで、持続可能な文化振興を実現。

POINT 

計画において注力する事項の進捗を追う指標を1つ以上設定してください。
来訪者数、インバウンド来訪者数、満足度、固有の指標の4つは必須で記入ください。

4. 目標

※『文化観光推進ガイドブック』P14も参照してください。

目標①：来訪者数（国内）

（目標値の設定の考え方及び把握方法）

＜目標設定の考え方＞

来館者数がコロナ前水準に戻りきっていない現状を踏まえ、集客力の強化を図るため、○○博物館の来訪者数を目標に設定する。
令和〇年までに、来訪者約20,000人増を目指し、さらに令和〇年までに、来訪者約50,000人増を目指す。

＜把握方法＞

入館受付時のカウントにより把握する。

POINT 

目標の来訪者数を記載。（別途、地域への観光入込客数を目標に設定にすることも可）
※計測対象や計測方法が地域への入込の場合は、元になる調査名・調査主体を記載してください。

年度	実績			
	<input type="radio"/> 年度	<input type="radio"/> 年度		
目標値	〇万人	〇万人		
事業1-②： ○○強化事業				
事業2-③： ○○充実事業				
	〇〇イベントの方 針検討	〇〇イベントの環 境整備	〇〇イベントの実 施	〇〇イベントの実 施

POINT 

7. 文化観光拠点施設機能強化事業「7-1. 事業の内容」に記載する強化事業は、全ていずれかの目標に紐づけてください。

※事業が1つも紐づいていない目標はNG

※1つの事業を2つ以上の目標に紐づけるのはNG





POINT

インバウンド来訪者数は、計画開始から10年後には2倍まで増加するよう目標値を設定してください。

目標②：外国人来訪者数（インバウンド）

（目標値の設定の考え方及び把握方法）

＜目標設定の考え方＞

10年後の外国人来訪者数（インバウンド）は、令和〇年の数値1,400人の約2倍にあたる3,000人を目標に設定する。
令和〇年までに、来訪者約1,000人増を目指し、さらに令和〇年までに、来訪者約1,800人増を目指す。

年度	RO	RO									
目標人数	1,500人	1,700人	1,800人	2,000人	2,100人	2,200人	2,500人	2,700人	2,900人	3,000人	

＜把握方法＞

入館受付時のカウントにより把握する。団体客については旅行会社等主催者との調整時又は来園時に人数を確認する。

年度	実績		目標					
	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
目標値	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人	〇万人
事業1-②： 〇〇強化事業			〇〇の開催	〇〇の開催				
事業2-④： 〇〇充実事業			キャシュレス化	(運用)	(運用)	(運用)	(運用)	(運用)

POINT 

満足度を記載してください。
アンケートであれば、対象者／実施方法／集計方法などを簡潔に記載のうえ、
「最も満足」の回答で計測する必要があります。
NPS(ネット・プロモーター・スコア)等の指標を採用することも可。

目標③：施設来訪者 利用者満足度

(目標値の設定の考え方及び把握方法)

＜目標設定の考え方＞

利用者アンケートで満足度に改善の余地が見られるため、体験価値の向上を目的に施設来訪者の利用者満足度を令和〇年までに、〇%に目標に設定する。
令和〇年までに、満足度〇%を目指す。

＜把握方法＞

来訪者を対象に、館内数か所にアンケートブースを設置。回答の選択肢から、「最も満足」にあたる選択肢の回答の割合より把握する。

年度	実績		目標					
	<input type="radio"/> 年度							
目標値	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
事業1-③： 〇〇強化事業			〇〇の導入	(運用)	(運用)	(運用)	(運用)	
事業2-①： 〇〇充実事業			〇〇の研修	〇〇の研修	〇〇の研修	〇〇の研修	〇〇の研修	



POINT 

消費額や宿泊者数など、固有の指標を記入ください。

目標④：平均消費額

(目標値の設定の考え方及び把握方法)

＜目標設定の考え方＞

客単価の向上を目指し、5年間で15%の伸び幅を目標値として設定する。

まずは令和〇年までに、18,000円、さらに令和〇年までに、20,000円の消費を目指す。

＜把握方法＞

POSデータ分析、アンケート調査にて把握する。

年度	実績		目標				
	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
目標値	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	円
事業 3-②： 〇〇強化事業			〇〇の開催	〇〇の開催			
事業 4-③： 〇〇充実事業			〇〇の改修工事	〇〇のリニューアル公開イベント			

POINT

計画期間中に、誰が誰どのようにPDCAを回すのか、
また、文化観光推進事業者名や評価の実施方法や頻度などを記載。

5. 目標の達成状況の評価

共同申請者である〇〇や〇〇、地域関係者と連携して評価体制（検証評価委員会）を構築し、3年後の中間評価、計画終了時の総括評価を行います。

来館者数や外国人比率、周遊率、満足度、消費額などの定量データは各施設と連携して収集し、アンケートやインタビュー等の定性情報と併せて分析します。



評価結果は検証評価委員会にて検討し、課題の抽出と改善策の策定を行い、次年度以降の事業に反映します。

また、観光庁や自治体が実施する観光動向調査やWEB上のクチコミも活用し、マーケティング視点を取り入れた柔軟なPDCAサイクルを運用することで、文化観光の質的向上と地域経済への波及効果を高め、持続可能な文化振興の実現を図ります。

6. 文化資源保存活用施設

POINT

6-1. 主要な文化資源についての解説・紹介の状況

6-1-1. 現状の取組

・文化資源の魅力に関する情報を適切に活用した解説・紹介（施行規則第1条第1項第1号）

主要展示物には、文化資源の歴史的背景や地域との関係性を記した解説パネルを掲出しており、来館者が文化的価値を理解できるよう工夫しています。一方で、展示物の一部には解説が未整備の箇所もあり、今後は全展示への解説整備を進める予定です。

主要展示物一例：



POINT

現状、解説の掲出やガイドは行われているか、またどのような文化資源を収蔵展示しているのか明記。

・情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第2号）

QRコードを活用したスマートフォン連携による展示解説や、タブレット端末によるデジタルガイドの貸出を一部導入しています。ただし、館内全体でのICT活用は限定的であり、今後はAR・VR技術の導入やWeb上での解説コンテンツの拡充を検討しています。

QRコードを用いた展示物一例：



POINT

解説の多言語対応について（パネル／音声ガイド等）現状できていることを記載。
観光庁指針「Howto多言語解説文整備」で示すネイティブによって制作されたものでなければ、その旨を記載するも可。

・外国人観光客の来訪の状況に応じて、適切に外国語

英語による解説パネルは主要展示に設置済みであり、中国語・韓国語についても一部対応を開始しています。



POINT

このあとの事業群について、拠点施設にて何をするかの頭出しをする記載欄。

本計画で、何を行い、何を改善するか簡潔に記載する。

(例) 展示室のリニューアルや設備更新／解説パネルの更新や新設／専門人材やガイドの配置など

6-1-2. 本計画における取組

・文化資源の魅力に関する情報を適切に活用した解説・紹介（施行規則第1条第1項第1号）

展示物ごとの文化的背景や地域との関係性を整理し、来館者が文化資源の価値を理解できるよう、全展示に統一された解説パネルを整備します。また来訪客の多いシーズンにはガイド人材を配置し、文化資源の魅力を深く伝えることを目指します。

イメージ図：



POINT

何を用いてどのような解説紹介を行うのか簡潔に記載。

なお、最新技術は、現物の鑑賞を効果的に補足するための手法であるため、動画や映像の活用に偏りすぎないようご留意ください。

・情報通信技術の活用を考慮した適切な方法を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第2号）

タブレット端末や館内設置型のデジタルサイネージを活用し、来館者が自分のペースで解説を閲覧できる環境を整備します。AR技術を用いて、現物の鑑賞を補足する形で構造や背景を立体的に理解できるコンテンツを導入予定です。映像への依存は避け、実物との連動性を重視します。

POINT

何をどの程度、どの言語に対応するのか記載。

観光庁指針「Howto多言語解説文整備」に沿ってネイティブが制作にあたる旨も記載。

・外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に外国語を用いた解説・紹介（施行規則第1条第1項第3号）

主要展示物について、英語・中国語・韓国語の3言語による解説パネルを整備します。音声ガイドやWebサイト、パンフレットも同様に多言語対応を進め、観光庁「Howto多言語解説文整備」指針に沿って、各言語のネイティブが翻訳・編集に関与する体制を構築します。

POINT 

「1.実施体制」に記載した「1号の文化観光推進事業者」と、現状どのような連携があるか記載。
特に連携が無ければ、その旨を記載ください。

6-2. 施行規則第1条第2項第1号の文化観光推進事業者との連携

6-2-1. 現状の取組

・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築

一般社団法人〇〇(DMO)と連携し、文化施設、自治体、地域住民との協議体を形成。定期的な情報共有と役割分担により、文化資源の活用と観光促進を一体的に推進する体制を整備している。

・文化観光の推進に関する各種データの収集・整理・分析

来館者数、外国人比率、周遊率、満足度などの定量データは各施設と連携して収集。

アンケートやインタビュー等の定性情報も含め、文化観光推進事業者と共同で分析を行い、地域の観光動向や課題を把握している。

・文化観光の推進に関する事業の方針の策定及びKPIの設定・PDCAサイクルの確立

一般社団法人〇〇(DMO)と協議の上、来館者数や周遊率、満足度などをKPIとして設定。検証評価委員会を通じて毎年度の進捗確認を行い、次年度以降の事業方針や改善策を柔軟に反映している。

POINT 

6-2-2. 本計画における取組

・文化観光の推進に関する多様な関係者との連携体制の構築

一般社団法人〇〇(DMO)と連携し、

文化観光の推進に資する交通アクセスの改善や地域のにぎわい創出に取り組みます。

具体的には、駅・バス停から施設までの案内表示の整備、商店街との連携による文化体験型イベントの企画などを予定しています。

「1号の文化観光推進事業者」とどのような連携をするか記載。

申請者とともに計画のPDCAを回すことに加えて、
個別に取り組む事業などあれば記載ください。

POINT

「1.実施体制」に記載した「2号の文化観光推進事業者」と、現状どのような連携があるか記載。特に連携が無ければ、その旨を記載ください。

6-3. 施行規則第1条第2項第2号の文化観光推進事業者との連携

6-3-1. 現状の取組

・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めたにぎわいづくりなど、文化観光の推進に関する事業 の企画・実施
現在、通訳ガイド協会〇〇とは、主に外国人観光客向けの案内業務において連携しており、拠点施設周辺の文化資源を対象としたガイドツアーの企画・運営を共同で行っています。
加えて、地域の商店街や飲食店と連携した「〇〇町まち歩き」プログラムにも協力しており、文化体験と地域消費を結びつける取り組みを進めています。
交通アクセス面では、最寄駅から施設までの案内強化や、観光ルートの提案などに協力を得ています。

POINT

「2号の文化観光推進事業者」とどのような連携をするか記載。
個別の文化観光推進事業者と本計画でどのような連携を行うのか、具体的な事業や取組みについて記載してください。

6-3-2. 本計画における取組

・文化観光を推進するための交通アクセスの充実や商店街を含めたにぎわいづくりなど、文化観光の推進に関する事業 の企画・実施
本計画では、通訳ガイド協会〇〇と拠点施設がより密接に連携し、文化観光の推進に資する交通アクセスの改善や地域のにぎわい創出に取り組みます。
具体的には、外国人観光客向けの多言語ガイドツアーの定期開催や、外国語パンフレットの刷新を予定しています。

POINT

7-1-1～7-1-6までの事業ジャンルごとに、
1つ以上（できれば複数）設定してください。
とくに、拠点施設の魅力向上に係る事業を十分にご検討ください。

7. 文化観光拠点施設機能強化事業

7-1. 事業の内容

7-1-1. 文化資源の魅力の増進に関する事業



7-1-2. 情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業

POINT

（事業番号 2 -

①)

事業名	情報通信技術を活用した展示・解説事業	POINT	計画期間中、どこで、どのような事業を行うのか簡潔に記載。 必要資金額が大きい場合は質や量にも触れながら説明を記載。
事業内容	タブレット端末や館内設置型のデジタルサイネージを活用し、来館者が自分のペースで展示解説を閲覧できる環境を整備します。映像への過度な依存を避け、実物展示との連動性を重視した構成とし、理解促進を図ります。また、英語・中国語・韓国語による多言語解説パネルや音声ガイド、Webサイト、パンフレット等を整備し、外国人観光客への対応力を強化します。	POINT	POINT
実施主体	○○博物館、株式会社○○	POINT	補助金を申請する事業者は実施主体に名前が必要。 その場合、「1.体制」の共同申請者にも入る必要があります。
実施時期	2026年～2027年		
継続見込	計画期間終了後も継続して実施（財源：○○）		
アウトプット 目標	令和 10 年度以降の年間入場者数：5,000 人以上	POINT	この事業による直接的な成果を記載。 それによるアウトカム（どの目標値にどう貢献するか）に触れても可。
必要資金 調達方法	○百万円（内訳：○百万円（内訳：○は所管省庁））		



補足：事業検討における注意点

✓ 展示・解説に係る事業をしつかり吟味

観光客にもわかりやすい解説紹介は充分か、適切な多言語対応ができるか、ガイドはボランティア頼みになっていないか

✓ 受入環境改善のための設備投資も対象になり得る

展示室の改修や什器、カフェやショップの改修、Wi-fi、キャッシュレス、HP整備 など

✓ 手段が目的化してないか

VR、動画は効果的な選択か、QR、モニターツアー など

✓ 費用が過剰でないか

データ分析、ジオラマ、高額なサイト構築 など

✓ 国費支援が適切か

一過性の企画展やイベント、グッズ開発、ツアーフィー造成など本来事業者が行う収益事業、パンフなど紙メインの発信 など

POINT 

空欄可。

記載する場合は、事前に文化庁までご相談ください。

7-2. 特別の措置に関する事項

7-2-1. 必要とする特例措置の内容

事業番号・事業名	3-① 周辺の移動利便向上事業
必要とする特例の根拠	文化観光推進法第〇〇条(〇〇法の特例)
特例措置を受けようとする主体	〇〇交通株式会社
特例措置を受けようとする事業内容	・路線バスの増便 〇〇駅から〇〇博物館の最寄りバス停である〇〇バス停までの路線バスについて、来館者の利便性向上を目的として運行本数を増やす。
当該事業実施による文化観光推進に対する効果	〇〇駅～〇〇博物館の最寄りバス停である〇〇バス停までの路線バスの増便により、公共交通機関を利用して来館する来訪者の移動における利便性が一層高まる。これにより、移動時の快適性が向上し、特に高齢者や子ども連れの利用者にとって、より安心して来館できる環境が整備される。また、来館者の交通手段の選択肢が広がることで、地域住民や観光客のアクセス性も改善され、博物館の利用促進にもつながる。

POINT

適宜、行を追加してください。

7-3. 必要な資金の額及び調達方法

	総事業費	事業番号	所要資金額	内訳	
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
令和〇年度	〇百万円	事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
		事業番号〇ー〇	〇百万円	〇百万円（入館料）	〇百万円（〇〇補助金（交付主体又は所管省庁））
合計	〇百万円				

POINT

金額の上限には超えないようご注意ください。

※計画に基づき実施される事業の2／3を補助

補助上限は7,500万円／年

(1～3年目。4・5年目は中間評価の結果により変動)

8. 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

・令和8年度は〇〇や、各事業の準備等に取り組む。

・令和9年度以降は、来館者・観光客へのアプローチを本格的に行い、新規開拓を図る。

計画認定基準 — 審査のポイント —



拠点計画 認定基準 一審査のポイント



(1) 基本方針に照らして適切なものであること

拠点計画

- ✓ 地域における文化観光の推進の拠点たる**文化観光拠点施設としての機能強化を図るもの**であること。
- ✓ 拠点計画による文化観光の推進が、**文化観光拠点施設への裨益に留まらず、**
その所在地域における文化観光の推進にも裨益するものであること。
- ✓ 文化の振興を起点とした、**観光の振興、地域の活性化の好循環の創出を目指す**ものであること。
- ✓ 文化資源保存活用施設の**文化観光拠点施設としての機能強化に関する基本的な方針が明確**であること。
- ✓ どのような**文化観光拠点施設機能強化事業を、どのように実施するのかが明示**されていること。
- ✓ 事業の**効果を検証できる適切な目標が設定**されていること。

地域計画

- ✓ 文化の振興を起点とした観光の振興、地域の活性化の好循環の創出に向けた文化観光拠点施設を中核とした
地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針が明確となっていること。
- ✓ どのような**地域文化観光推進事業を、どのように実施するのかが明示**されていること。
- ✓ 事業の**効果を検証できる適切な目標が設定**されていること。

拠点計画 認定基準 一審査のポイント



(2) 拠点計画実施が、文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に寄与するものであると認められること

拠点計画

- ✓ 拠点計画に基づき実施する事業が、
文化観光拠点施設としての機能強化に寄与するものであることが合理的に説明されていること。

※ただし、新規で行う事業に限らず、一部の事業について既に十分に実施していることが拠点計画に記載されている場合には、その内容も含めて確認することとする。

(2) 地域計画の実施が計画区域における文化観光拠点施設を中核とした
文化観光の総合的かつ一体的な推進に寄与するものであると認められること

地域計画

- ✓ 地域計画に基づき実施する事業が、
計画区域における文化観光拠点施設を中核とした、地域の文化観光の総合的かつ一体的な推進に寄与するもの
であることが合理的に説明されていること。

※ただし、新規で行う事業に限らず、一部の事業について既に十分に実施していることが地域計画に記載されている場合には、その内容も含めて確認することとする。

拠点計画 認定基準 一審査のポイント



(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

拠点計画

地域計画

- ✓ 事業の主体が具体的に特定され、**事業の内容及びスケジュールが具体的かつ明確**であること。
- ✓ 事業実施のための**必要な資金額やその調達方法が明らか**であること。
- ✓ **計画終了後も必要な取組を継続できる見通しがあること。**



補足：計画審査のポイント

✓法「基本方針」に沿って審査される

✓内容について、特に意識しておくべき観点

□文化観光に資することを主とした計画となっているか

=老朽化対策や既存の機能更新ではダメ

=主ターゲットは地域外からの来訪者、マーケットインとプロダクトアウトのバランス

=課題設定とそれに対する具体的な打ち手（=事業）

□拠点施設の機能強化は十分に図られるか

=設備投資を！周辺事業への傾倒はないか？整備する前から宣伝？順序や偏り

□地域波及につながる事業や、共同申請者は具体的に検討されているか？

=その「連携」に実はあるか？

□個別事業の費用対効果

=内容、費用対効果

=他の補助事業の活用でもOK（ただし国費による重複補助はNG）

✓地域計画では、地域が一体的にとりくむため、共通のコンセプト・テーマ、施設選定、課題認識に基づいて取組方針や事業を検討することが重要

文化観光推進法に基づく計画申請について

よくある質問



よくある質問



Q

認定された計画に基づく事業は、必ず採択されますか？
また、認定計画の計画期間が5年間の場合、2年目以降の事業も必ず採択されますか？

A

認定計画に基づく事業であっても、文化庁が提出書類を精査した上で採否を決定するため、必ず採択されるとは限りません。

補助事業は毎年度公募を行い、都度採否を判断するため、2年目以降の採択も保証されません。

Q

本補助事業に応募したものと同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできますか？

A

本補助事業と同一内容の事業については、文化庁や他機関が実施する補助事業と重複して補助を受けることはできません。

例：「地域文化財総合活用推進事業（日本遺産）等」、
「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、「国が実施する他の補助事業」

Q

地域計画に複数の文化観光拠点施設がある場合、本補助事業による申請はそれぞれ行うことが必要ですか？

A

地域計画に記載された事業であれば、複数施設に係る事業も補助対象です。

補助事業者が単体の場合は一括申請、複数の場合は事業者ごとに応募書類を作成してください。

なお、複数の補助事業者から事業計画の提出があった場合でも一体的に審査を行うため、十分な調整を行ってください。

よくある質問



Q

補助事業者が複数存在する場合は、どのように申請すればいいですか？

A

応募書類は補助事業者ごとに作成し、可能な限りいずれかの補助事業者がとりまとめ、一括で応募書類を提出してください。
その際、事業内容に重複や補助上限額を超えないよう、十分な調整を行ってください。

Q

応募期限までに実行委員会等の設立ができない場合はどうすればいいですか？

A

応募期限までに実行委員会等の設立ができない場合は、暫定組織でも応募することができます。
ただし、原則、採否の決定までには、正式に設立されている必要があります。

Q

補助対象事業の実施期間について教えてください。

A

本募集において採択する事業にあっては、**交付決定通知以降の日から年度末（3月31日）**とします。

Q

補助金の交付先は誰になりますか？

A

補助金の交付先は、「文化芸術振興費補助金（文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光推進事業）
交付要綱」第3条第1項に定める補助事業者とします。

【例】 認定された文化観光拠点施設の設置者または管理者、地域計画に基づく事業の申請主体（市町村や都道府県）など

よくある質問



Q

補助金を地域計画の協議会で受け取り、協議会の構成員である文化観光推進事業者に業務を委託することはできますか？

A

協議会が補助事業者となることは可能ですが、構成員やその所属団体への賃金・報償費の支払いや業務発注（旅費を除く）は内部支出とみなされ、補助対象外です。協議会以外を補助事業者とするか、当該事業者を含まない実行委員会等を設立し、適切に委託してください。いずれの場合も、委託先の選定は透明性を確保し、複数見積もりの取得など適正な手続きを行ってください。

Q

補助金の支払時期はいつごろですか。また、概算払制度はありますか？

A

補助金の支払時期は、原則、補助事業完了後、実績報告書をもとに文化庁において内容を審査し、実際に事業に要した補助金の額を確定した後となります。

概算払制度もありますが、補助金が支払われるまでは、補助対象事業者が経費を立て替える必要があります。

Q

補助率について教えてください。また、交付要望額に上限はありますか？

A

補助率は、2／3を限度としています。ただし、認定計画及び補助事業における3年目の中間評価を踏まえ、予算の範囲内において、それ以降の補助額の単価及び上限を定めるものとします。

※ 1～3年目までの補助上限は「1認定計画当たり7,500万円」となっています。

補助対象事業によっては、補助対象経費に一部上限を設けているものがあります。

文化観光推進法に基づく計画申請について

申請プロセス



申請プロセス



- スケジュール詳細については、文化庁Webサイト「[拠点計画及び地域計画の作成・申請](#)」ページをご確認ください。

申請プロセス



応募に必要な書類一覧

申請には以下の5つの資料が必要になります。

① 施行規則に定める申請書

別記様式第1号（第2条関係）

拠点計画に係る認定申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿
国土交通大臣 殿

申請者
住 所
氏 名

文化観光拠点を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（申請者）

- 1 「申請者」には、文化資源保存活用施設の設置者及び文化観光拠点施設機能強化事業を実施しようとする文化観光推進事業者を含めて記載すること。
- 2 申請者は法人又は個人でない場合は記載する場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」、名、「氏名」には「名前及び表記の姓名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

② 抱点計画又は地域計画書

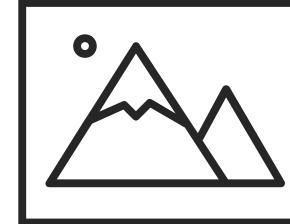
○○○換點計畫			
1. 實地踏勘			
文化資產保存 活用階段	名稱	所在地	
申請者 文化資產保存 活用申請案	名稱		所在地
	代表者		
	地方公共 團體或其 委外團體	【土地使用權】 ●●●（文化局例）●●●（廣 地圖） 【存眷】 ●●●（廣 地圖）	
共同申請者① 文化資產 保存者	名稱		所在地
代表者			
共同申請者② 文化資產 保存者	役類	施行地例第 1 条第 2 項第 1 款之文化資產地點參考者	
	名稱		所在地
	代表者		
共同申請者③ 文化資產 保存者	役類	施行地例第 1 条第 2 項第 1 款之文化資產地點參考者	
	名稱		所在地
	代表者		

③ 抱点計画又は地域計画の概要資料

④ ロジックモデル



⑤ 参考資料（該当がある場合）



- 書類の詳細については、文化庁Webサイト「[拠点計画及び地域計画の作成・申請](#)」ページをご確認ください。

申請プロセス

事前相談のご案内

認定申請をご検討いただいている方は、まず申請前相談のお申込みをお願いいたします。
認定申請スケジュールについては、以下のページをご覧ください。

拠点計画及び地域計画の作成・申請

※申請前相談は必須となります。

申請前相談を経ずに認定申請を受け付けることはできない場合があります。

※計画の作成にあたっては、

- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針
 - ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律運用指針
- を必ずご参照ください。

〈ご提出書類〉

- ①申請前相談申込書様式
[Excel形式](#) / [PDF形式](#)

②拠点計画又は地域計画

- ・拠点計画様式[ワード形式](#) / [PDF形式](#)
- ・地域計画様式[ワード形式](#) / [PDF形式](#)

※提出いただく計画は未定稿のものでもかまいません。

【提出先・問合せ先】

文化庁参事官（文化拠点担当）付

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

メール：bunkakankosuishin@mext.go.jp

申請スケジュール



申請スケジュール



令和7年度認定申請スケジュール実績

申請前相談申込期限	令和7年5月13日（火）17時締切 ※必須
申請前相談期間	令和7年4月28日（月）～令和7年5月30日（金）
認定申請受付期間	令和7年6月2日（月）～令和7年6月4日（水）17時
認定時期	有識者委員会による審査の上、令和7年7月末頃

来年度の具体的なスケジュールは現時点では未定ですが、
大きな変更はない見込みです。

- スケジュール詳細については、文化庁Webサイト「[拠点計画及び地域計画の作成・申請](#)」ページをご確認ください。

文化庁まで、お気軽にご相談下さい！

計画策定を検討される方は、こちらの
QRコードから！

計画申請の進め方、参考すべき資料、文化庁の
問合せ先をまとめたページにリンクしています。



文化観光HP

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyo
sei/bunkakanko/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyo/sei/bunkakanko/)

問合せ先

文化庁 参事官（文化拠点担当）付文化観光拠点支援係
メール：bunkakankosuishin@mext.go.jp

